

スポーツ少年団登録者処分基準について

近年、スポーツ指導現場での指導者等による暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント等の反倫理的行為が社会問題となっている。

平成 25 年 2 月には下村文部科学大臣が国民に向けて「スポーツ指導における暴力根絶へ向けて」と題する緊急メッセージを発信し、この問題を「日本のスポーツ史上最大の危機」と位置付けた。

これを受け、平成 25 年 4 月、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の 5 団体は「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択した。

また、同年 7 月、日本体育協会はスポーツ指導者としての望ましい考え方や行動規範を「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」として示した。以降、このガイドラインをもとに、中央競技団体をはじめとする各スポーツ団体が暴力行為の根絶に向けた各種の取り組みを行っている。

これらの動向を踏まえ、平成 26 年 3 月、日本体育協会では「日本体育協会役・職員倫理規程」を改定し、それまで日本体育協会の役職員のみを規律の対象としていたものを「日本体育協会の組織運営、諸事業の推進等に関わる関係者」に広げ、規程の名称も「日本体育協会倫理規程」に改めた。このことにより、日本体育協会役職員はもとより、日本体育協会の諸制度に基づき登録を行っている「公認スポーツ指導者」や「スポーツ少年団登録者」等も、この倫理規程の規律の対象となり、これに違反する行為（以下「違反行為」という。）を行った者には、「当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議」により、相当の処分が科せられることとなった。

一方、スポーツ少年団では、スポーツ界における反倫理的行為が社会問題となる以前から、単位スポーツ少年団等の活動において問題が発生した場合には、当事者間で問題解決が図られることを第一義に考え、市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団等においてその対応に努めてきたところである。この当事者間での問題解決を第一義とするという考え方は、「日本体育協会倫理規程」が運用される中でも何ら変わるものではない。

しかしながら、「スポーツ少年団登録者」の違反行為が明らかとなり、結果として、当該者に対して処分を行う必要があると判断された場合には、「日本体育協会倫理規程」に基づきスポーツ少年団組織として相当の処分を科す必要がある。また、その処分は、相当性の原則から、違反行為の種類や程度等に応じた段階的な内容となるようあらかじめ基準を定め、類似する違反行為の処分に軽重が生じないよう市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団において適切に運用していくことが求められる。

以上のことから、「日本体育協会倫理規程」に基づき、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団において、違反行為の種類や程度等に応じた処分を決定できるよう、別紙の通り「スポーツ少年団登録者処分基準」を定める。